

事務連絡
令和4年1月25日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

令和4年度における指導監査等について

令和3年度における指導監査等につきましては、地域の状況に応じ、十分な感染防止対策を講じるとともに関係団体の合意を得た上で実施してきたところです。

現時点、新型コロナウィルス感染症の収束が見込めない状況ですが、令和4年度の指導監査等につきましては、下記によることとしましたので、適切に対応していただくようお願いします。

記

- 1 実施に当たり、関係団体と調整し、合意を得ること。
- 2 原則として次のとおり取り扱うこと。

なお、実施に当たっては、引き続き十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、職員の健康管理を徹底すること。また、必要に応じて指導時間の短縮等を考慮すること。

今後、都道府県知事による移動、外出自粛要請が発出された際には、これまでと同様に実施を見合わせる等、地域の実情を十分考慮すること。

（1）集団指導（指定時、更新時、登録時）

実施する。

なお、eラーニングによる実施を原則とするが、地域の実情に応じ、集合形式での開催も可能とする。

（2）集団的個別指導

集合形式により実施する（感染状況により資料配付、動画配信も可）。

なお、令和4年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関等について、指導大綱等に規定する選定基準に該当する場合は、令和6年度に高点数を理由とする個別指導の対象とするが、実施にあたっては、令和5年度の状況を見極めた

上で実施の可否を判断する。

(3) 個別指導

指導大綱に基づき実施する。

ただし、高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない。

(4) 新規個別指導

教育的指導の観点から、全て実施する。

令和2年度、令和3年度の未実施分については、令和4年度中の解消に努める。

(5) 監査

実施する。

(6) 適時調査

実地での調査を実施する。

なお、返還事案が発生した場合の遅及は、原則自己点検を行った令和3年7月以降を対象とする。ただし、自己点検で否となった場合や、基準を満たしていない場合等、自己点検報告が虚偽であることが判明した場合は事実に基づいて返還を求める。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては令和4年度の計画未達成もやむを得ないこととする。

なお、実施に当たっては指導の優先度を考慮すること。